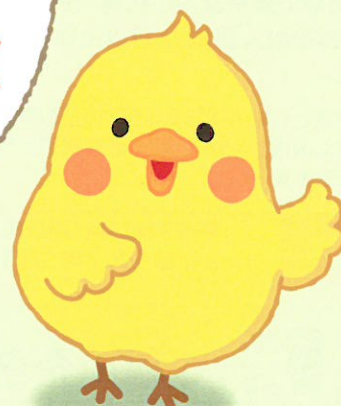




パパとママが育休を取りやすい 環境づくりを応援します！



平成31年度(2019年度)
働くパパママ
育休取得
応援奨励金

働くママ コース

都内在住の従業員に育児休業等を取得させ職場環境を整備した都内中小企業等に、奨励金を支給することで、育児休業等の取得を促進し就業継続を後押しします。

125万円支給 (年度内2回まで)

働くパパ コース

都内在住の男性従業員に育児休業等を取得させた都内企業等に、奨励金を支給することで、男性の育児参加を促進します。

育児休業連続15日取得 **25万円支給**

15日取得以降15日ごとに25万円加算 上限**300万円** (年度内2回まで)

その他詳細な要件は
ホームページを
ご確認ください！

TEL.03-5211-2399

詳細はお気軽に
お問い合わせください！

東京しごと財団 雇用環境

検索

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kanky/index.html>



🐣 奨励の対象となる従業員、育児休業等取得要件

申請日時時点で東京都内に在勤、在住の従業員（雇用保険被保険者）が子が1歳に達するまでに育児休業等を開始し、1年以上取得（法定の産後休業期間含む）した後、**平成31年4月1日**以降に復帰し3か月以上継続雇用されていること。

※経過措置として、平成30年11月2日～平成31年3月31日までに原職等に復帰し、3か月以上継続雇用された後、申請期間となる2か月以内であれば、本奨励金の対象とすることができます。

🐣 環境整備要件

- テレワーク制度を就業規則に規定していること
- 復帰するまでの間に復帰支援として面談を1回以上かつ復帰に向けた社内情報・資料の提供を定期的に行ったこと
- 下記の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に定める制度を上回る取組についていずれかを就業規則に**平成31年4月1日**以降に整備したこと
 - ① 育児休業等期間の延長
 - ② 育児休業等延長期間の延長
 - ③ 看護休暇の取得日数の上乘せ
 - ④ 時間単位の看護休暇導入
 - ⑤ 育児による短時間勤務制度の利用年数の延長

※経過措置に該当する場合は平成30年5月15日以降に整備したこととします。
また平成30年以降に本奨励金の支給決定を受けた場合、その制度整備が継続されていることをもって本要件を満たします。



🐣 奨励の対象となる従業員、育児休業等取得要件

申請日時時点で東京都内に在勤、在住の男性従業員（雇用保険被保険者）が**平成31年4月1日**以降育児休業等を開始し、連続15日以上取得し（子が2歳になるまでの間）、復帰後3か月以上継続雇用されていること。

※経過措置として、平成30年5月15日以降に育児休業等を開始し、平成30年11月2日以降原職等に復帰し、3か月以上継続雇用された後、申請期間となる2か月以内であれば、本奨励金の対象とすることができます。

申請期間

平成31年4月1日以降、育児休業等復帰後3か経過後2か月以内
または令和2年3月31日のいずれか早い日まで



ご利用企業の声

- 男性も育休しやすい風土になった。
- 育休取得及び復帰の実績となり、育休取得後も安心して働ける環境になった。
- 育児中の従業員に対する他の従業員の理解が深まった。
…等々、育休取得の推進につながっています！

〈申請書類窓口・お問い合わせ先〉

公益財団法人 東京しごと財団 雇用環境整備課 育児休業促進支援担当係

〒101-0065 東京都千代田区西神田三丁目2番1号 住友不動産千代田ファーストビル南館5階

TEL 03-5211-2399

受付時間／平日9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

申請受付方法／郵送または持参（持参の場合は事前に電話予約の上お越しください）

募集要項・申請様式はホームページからダウンロードできます。

東京しごと財団 雇用環境

検索

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/index.html>

